

第二十四回国会
衆議院

科学技術振興対策特別委員会議録第十六号

昭和三十一年三月十九日(月曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事小笠 公昭君 理事椎名悦三郎君

理事長谷川四郎君 理事前田 正男君

理事南 好雄君 理事岡 良一君

理事志村 茂治君

理事 修君 加藤 精三君

木崎 茂男君 小平 久雄君

須藤彌吉郎君 中曾根康弘君

山口 好一君 岡本 隆一君

佐々木良作君 堂森 芳夫君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

國務大臣 船田 中君

出席府委員長

總理府事務官 佐々木義武君

(原子力局長) 經濟企画 齋藤 三君

政務次官 通商産業事務官 松尾 金藏君

(鉱山局長) 委員外の出席者

總理府事務官 島村 武久君

(原子力局長) 總理府技官 堀 純郎君

(原子力局長) 管理課長 通商産業技官 佐藤 源郎君

(原子力局長) 地質調査所 佐藤 源郎君

(原子力局長) 床部員

本日のお話に付した案件

原子燃料公社法案(内閣提出第一一

二号)

第二類第四号

科学技術振興対策特別委員會議録第十六号

昭和三十一年三月十九日

また、同じようなエネルギー関係で

は、昨年、御承知のように石油資源開

発株式会社法に基づいて、同じように石

油資源開発株式会社法ができたわけであ

ります。これまた御承知かとも思ひ

ますけれども、最初の目的とは相当す

核原料物質開発促進臨時措置法案
(内閣提出第一二三号)

○有田委員長 これより会議を開き

ます。

原子燃料公社法案及び核原料物質開

発促進臨時措置法案の両案を一括議題

といたし、質疑を続行いたします。質

疑の通告がありますから、これを許し

ます。佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 原子燃料公社法案

につきましまして、大体質疑も出尽したよ

うでありますけれども、私、正力國務

大臣に一つ根本的なお考えをお聞きい

たしたいと思ひます。

御承知のように、最近におきまして

は、昔流の国策会社的なもの、あるいは

はそれがいろいろな形をとりまして、公

社等々の形をとって出て参つておしま

するけれども、大体におきまして、今

のところ公社的なものは、必ずしも最

初法律で作り出したときの任務あるい

は目的を十分に達していないと思ひま

す。一つ簡単に例をとりますと、三、

四年前に、御承知のように電源開発促

進というものができまして、そして公

社的な性格を持った国策会社的なやり

方で、国家資金を投入して電源開発を

行つたという法律ができて、それに基

いて電源開発会社というものが誕生いた

しました。そうして仕事を進めておる

のでありますけれども、最近におきま

しては、だんだんと最初の目的がずれ

て参つておまして、必ずしも最初の

方針通りに運営されていない。さらに

また、同じようなエネルギー関係で

は、昨年、御承知のように石油資源開

発株式会社法に基づいて、同じように石

油資源開発株式会社法ができたわけであ

ります。これまた御承知かとも思ひ

ますけれども、最初の目的とは相当す

るべきで、最初予定したところの事業計画

を遂行することができないような状態

で、形だけ会社法ができて、いわばそこ

に人間だけ役所からの天くだりのな

ものがたくさん寄つてきて、そして仕事

はほとんどできていないような状態に

なりつゝあります。私はまことに憂慮に

たえないわけでありまして、今度の原子

燃料公社法に基きまして原子燃料公社

ができるという、この目的自身、及び

法案の意図自身は、私は心から賛成す

るものであります。しかしながら現在

の政治状況といひますか、あるいは行

政力といひますか、その辺からいつま

でも最初の目的と相当そごを来したつ

つあるのが現状であるわけでありま

す。正力さんが今度燃料公社法案を提

出され、そしてこの燃料公社を設立さ

れるに当りまして、従来、これと似た

ような国策会社あるいは公社というも

のができて、それが今どういう格好で

まづなつてきているかというようなこ

とを十分御検討になりましたでしよ

うか。あるいはまたその辺につきまし

て、とういふところがおかしかつたか

ら、特にこれの設立から運営に當つて

は注意しようと思はれておられる点があ

るうかと思ひますけれども、その辺の

お考えを一つ御披露願えれば結構で

だと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 私から御答弁を

申し上げたいと思ひます。ただいま御

指摘の石油資源開発株式会社は、仰せ

の通り、最初考えましたよりは非常に

テンポが早くなったのではないかと

ふうに考えられましたので、この間、

商工委員会的小委員会、石油会社の

方が参りましたときに、その点は私は

委員外の発言を求めて追及いたしました

のでございます。御承知の通り、石油資

源開発株式会社の事業の最初のころ

は、鉱区その他の問題が非常に困難な

状態にあつたために、これを解決する

ため、会社自身としての事業の遂行が

おくれたように見えるけれども、その

内容は、帝国石油に頼んでやつてお

つたというふうな説明もあつたのでござ

います。しかし私たちがいたしまして

は、必ずしも石油資源開発株式会社

が、最初われわれが考えてあの法案を

通過せしめたときと対比いたしま

すと、スムーズにいったとは考えてお

らないのであります。あれは、内容を

聞いてみますと、非常にこんがらが

つた鉱区その他の問題がございまして、

その問題を解決するためにいろいろな

困難があつたのでございまして、今度

の原子燃料公社はこれと全く別でござ

います。新たな原子燃料物質に関す

るところの開発を目的としたしておる

のでございまして、これはやり方に

よりましては、むしろここに掲げてあ

りまする業態よりは、積極的にやり得

るのではないかとどうも考へてお

るのであります。と申し上げますのは、必

要によつては事務局から御説明を申

し上げますが、今日まで原子燃料物質

として大体調査を終えたものは、相当

の個所に上つておるのであります。さ

らに本年度地質調査所に割り当てられ

ております一億円の調査費によつ

て、直ちに調査を続けて参りますな

らば、原子燃料公社として調査を加

えて、そして開発に着手しなければな

らない個所も、二、三は本年中に

くるのではないかと、そういたしま

す。第一着手といたしましてウラニウ

ム、トリウムを精査、探掘というもの

が積極的に進められる状態になってお

るではないかと思ひます。また

一方、民間におきましては、ウラニウ

ムの製錬に対しましては相当研究が進

んでおりまして、この研究に再検討を

加えて、ウラニウムの製錬事業に対

しまして、直ちに着手しなければなら

ない情勢になっておるのである、そ

ういふふうに考へておるのでござい

ます。従来石油資源開発株式会社が

帝石から大半の鉱区を取得いたしま

して、そして新たな土地を開発す

るのにいろいろな困難がありましたけ

れども、この原子燃料物質の精査及び

製錬というものは新たなやうなもので

ございまして、また急速にやらなければ

ならない状態にございまして、こ

れはこの法案が通過いたしますと

同時に、態勢を整えまして、積極的にや

りまする業態よりは、積極的にやり得

るのではないかとどうも考へてお

り得ることと考へておる次第であります。

○佐々木(良)委員 齋藤さんのせっかくの御答弁でございませうけれども、実は私の質問をし、あるいは心配するポイントと、少しポイントがずれているのです。今、石油資源開発株式会社の問題が出ましたけれども、この石油開発会社が今のところ必ずしもうまくいっていないのは、帝石との関係で、鉱区その他の授受なりそこらに問題があるのじゃなくて、最初意図したような形で会社の運営ができていないからだと思うわけです。この間、この委員会じゃありませんけれども、だいたい委員会でもめておりましたところの東北興業会社法のある会社についても、同じことが言えるわけです。また電源開発会社についても同じことが言えるわけでありまして、私が一番心配しているのは、こういう国家的なものを、作つた会社あるいは公社に對しましてそれが行方不明で、その会社なり公社なりが目的としておられるところの國家的な任務というのがごちゃごちゃになつて、幾ら國家的任務を持つておつても、経済団体として一つの経済行為をする場合には、皆さんが御承知のような資本主義の世の中でありまして、一番採算に合うような、たとえば民間の普通の個人なり株式会社をやつても同じくしない、そういう採算的なやり方が、一つの公社なら公社の行方不明で、それは優先しなければならぬ。ところが、その経済行為について、國家的な目的なり意図なりが優先してしまつて、従つて法案を作つた最初のスタートにおいてはえらく意図込んでやるけれども、半年が一

年たたぬうちに、だんだんと今の経済情勢に押し流されて、そうして経済行為自身が後退してしまつておられるところ、私は問題があると思ふのです。原子燃料公社の場合には、今これと似たような民間団体なりあるいは民間の経済行為はほとんどないに思ひますから、その意味においてはある程度違ふと思ひます。しかし最近におけるこういう一般の公社的なものを持つ誤謬、やりそこないをまた繰り返されはしないかという心配は、大体普通一般の者が持つておられると思ひます。正力さんは商魂たくましくて、そういう方面にはまことにエキスパートでおられたはずでありますので、従来似たような公社的なものがうまくいかなかった原因についてもう少し追及されて、これのスタートに當つては、意図込みを新たにされることとが私は必要にならうかと思ひます。私は官僚行政という言葉をもちて言うわけではありませうけれども、その言葉の裏にこつておられるような内容が、大体その経済行為を攪乱し、そして國家的な意図あるいは意欲的な動きだけになつてしまつて、そのために非常にまずい状態が次々に起き、私は先ほど齋藤さんが例にとられまして石油開発公社のうまいことではない原因をここに列挙しまして、これでもまだそういうところに問題があつたかと言ひたいのでありますが、ちよつとお門違いのようでありまして、省略しておきますけれども、どうも私はこの燃料公社につきまして、意図は明らかで、たしかに、この設立から運営に當つてのその考え方に、意欲的なもの、あるいは國家的な要求、その辺

が強調されて、これが公社としてうまく運営できるかどうかという点について、相当疑問を持つておられるわけです。原子力研究所の場合でも同じであります。いいかげんに収支予算なんかくつておられますけれども、あんな収支予算書でも、一つの経済的な法人の意味をなさないと、御承知の通りであります。この辺をどういふに補つていかれるのか、もう少し正力さん自身のお考えをお聞かせ願ひませんか。

○正力國務大臣 ただいまの御質問の趣旨、まことにごもっともであると思ひます。その点は十分注意いたしまして、これをしつぱら具体的にどうするかというところは、まだ案ができておりませんから、よくその御趣旨を注意してやります。

○佐々木(良)委員 そういうことになれば、次に聞くこともなくなつて、どうしようもないわけですが、今の問題は十分十分に気がつけられまして、公社といふことも事業者でありますから、事業計画なりそれが一般経済人にもとらへるべきような形で、具体的にスタートされるように、そして従来の公社的なものが犯した間違いを再び繰り返さないように、特段の御処置、御努力をお願いしておきたいと思ひます。

それから参考的な意味であるいは、少しポイントが違つておられるかもしれませんが、伺つておきたいと思ひます。正力さんは、この原子力問題の中心を原子力発電に置いておられるように考へます。原子力発電を実際に行う段階になつて、たとえばそれははっきりしておられないようでありませうけれど

も、一般送電網に原子力発電を乗つける段階になつたときの原子力発電は、大体どういふものを事業者として担当するようになるか、なる予定でおられるか、お聞かせ願ひれば幸ひであります。

○正力國務大臣 ただいまお話のありました通りに、私は原子力問題については、発電に一番重きを置いておられるのであります。それにつきまして、日本では、いつもたびたび申し上げておられるように、十五年先のように考へておられますけれども、これはどうしてもそんなことではいかぬ、日本の現状としては、どんなことをしてでも、五、六年に何とかしなければならぬという希望を持つて私は努力しておるのであります。しかればどういふ努力をしておるかというお話であります。一番の近道は、この前申し上げたように、イギリスの事情と日本の事情と非常によく似ております。ですから、イギリスの事情を調べて、幸ひイギリスはことしの十月に発電しますから、この事情が一番いいと思ひます。実はこの前も申し上げたように、今度来た元の動力相が私に、十月にやるが、それはイギリスにおけるベースに乗るといふ確信を持つておられることを言つたのです。それで、日本の電力のデータを政府として送れと言ひましたので、私は送る、こう言つております。のみならず、私はさらにイギリスの事情を知つたために、データを送るだけではないかぬ、ほんとうにイギリスのいゝわゆるオースリティーを呼ばなければならぬという考へを持ちましたところが政府には呼ぶだけの原子力の予算がない。だから私はほかの方で呼ばせませう。

うして今聞くとおられると、イギリスにおける実際に動力発電の中心の動力を作つたりした人は、ヒントンという人だと思つて、その仕事を今やつておられます。そうしてほんとうにやつた人に、ほんとうにベースに合つておられるのは、どういふところでベースに合つたのかというのを聞いてやりたいと思つておられます。私はとにかくどこどこまでも発電をやります。そうしてまた、イギリスの例からいってやり得る。いつも申し上げるやうに、あなたも専門家である。原子力は日進月歩であります。それであるからして、意外に早く来る。しかもイギリスに來つたあつたといふこと、日本で今、原子力発電を五年でやるとか七年でやるとか言うのは、夢のようになつておられるが、私は残念であります。だからイギリスの実例をよく調査して、果して夢であるか実現できるかといふことは、ヒントン氏が來たら聞けばわかる、という考へを持つておるのであります。

○佐々木(良)委員 正力さんの意図は、この前からの委員会でも十分にわかつておられるのであります。今お伺ひいたしましたのは、おそろしく五年なり六年なりの間に、この間はつきりしませんでしたけれども、五万キロ程度の原子力発電を行いたい。その五万キロというものは、炉の五万キロなのか電気にしての五万キロなのかという点につきましては、必ずしも明らかでないが、局長の佐々木さんの話によりますと、おそろしく炉ではなからうかという感じがいたします。今私が伺ひましたのは、そういう炉にしまして、五万キロならば、電気にすれば一、二万キ

ロになると思いますが。それが発電の方になりますと、そのまま五万キロになるわけでありまして。そうしますと、これは相当大きな一つの事業場になるわけでありまして。その場合には、その電気を一般送電網にぶら下げるということになっておる。従って私が今、念のためという意味でお伺いしましたのは、そういう場合の原子力発電所をこしらえて、運転する主体はどうかをお考えになっておるか。たとえば公社なり研究所なり、あるいはその他の電気会社なり等々のものが考えられると思えますけれども、そういう一般供給の線にぶら下げるような最初の原子力発電所を作る主体は、今、予定されているのはどういふところでしょうかとお伺いしたわけですが。

○佐々木政府委員 この前にも申し上げましたように、動力用実験原子炉五万程度のものでございまして、その目標になったのでございまして、そのタイプあるいは大きさ等に関しましては、まだ実は正確には定めてございまして、従いまして、四万キロあるいは五万キロと申しますが、炉のいわゆる熱効率と申しますが、それからあみ出したもののなか、そうでなくて、それが発電になって五万キロであるのかといった点は、明確ではありませんが、しかし、おそれるは今の熱効率から見ますと、大体二〇%くらいのものでございまして、もし発電の方で五万というところになりますと、炉の大きさはその五倍くらいでありますから、ものすごく大きいものになります。一挙にそこまで行くには非常に無理があるのじやなからうかという感じがいたします。従って、炉自体の熱という

ように考えていただいていいのではなにか、こういうふうに御答弁申し上げたのであります。

さて、その際できた電気がどうするのだという御質問だと思えますけれども、その電気は、研究所で使い得る限度でありまして問題は、いさずありませんが、おそれるはもう少し上回るのじやなからうかという感じがいたします。そういう際には、アメリカの今の実験炉を見ても、一部は送電に直結して送電するということにも考えられておりますので、こちらでも、やはり余った電気は市販を申しますが、卸の方へ流してやるというのが自然ではなからうかと思えます。しかしそれは、卸はいたしませんけれども、あくまでも実験炉の段階でございまして、ただその余った電気を卸すという程度にしかございせんので、そのものの自体が、本来の目的を持って市販するといふのではございせん。従いまして、もしその実験炉で十分実験をいたしまして、技術的にも経済的にも十分これが成り立つものであるという確信がつかました際には、その後は研究所の手を離れまして、電業なりあるいは九電力会社なり、それぞれの担当個所が発電をしていくというのが順序ではなからうかと思えます。従って、あくまでも、研究所でやりますのは、ただいまのところは動力用実験炉であります。テモンストレーション、あくまで実験用のものであります。これはやはり研究所の実験の延長と申しますが、最終的なものとしてこれを経営するといふのが順序じやなからうかと思えます。そういう考慮がありまして、当然その際には電力会社等との関連も非常に密にな

るわけでございますし、あるいは考えようによりましては、電力会社でやるのを研究所で危険負担をいたしまして、かわりに研究してやるというふうな面も強く出てくるわけでございます。それから、今から政府の責任で全部やるというのじやなくて、やはり民間の資金も一部御参加いただきましてそうして一緒に研究できるというふうな態勢が望ましいのじやなからうかというので、御承知のような法案ができた次第でございまして。従ってただいまの御質問の点は、現に実験炉からできた電気の余ったものを卸に流すというのが目的で商行的行為を行うという趣旨では今のところございせん。

○佐々木(良)委員 大体意図はわかりました。私はこれで質問をやめますけれども、ただ、はつきりとお願ひしておきたいと思えます。それは、佐々木さんにもちろんのこと、正力さんも御存じだろと思うますけれども、現在の電力問題につきましては、千キロから二千キロ程度の小さいものも含めて、毎年開発五カ年計画を立てて、その施工者はもちろんのこと、その工事の行われる場所も金額も、そしてその電気がどこに流れて、大体どの辺がその消費地になるかということも含めて、電力五カ年計画できちっとそれを精密化しながら進んでおるわけですが、従いまして、従来の水、火力の開発の上に新しく原子力がプラスされる。しかもその原子力は、本格的な開発は十年なりあるいはそれ以上の後といたしまして、今お話のように、五年なり六年なり後には、その試験研究の一部が一般の電力供給にプラスするような形で、

少くとも一萬キロなり五万キロなりという電気がこれに加わってくるわけですが、従って、この間少し大きな声を出して言いましたように、従来の電力の形とそれにプラスされる原子力の電力の形と、技術的にこれを非常にうまく組み合わせなければならぬものです。もう五、六年後には、少くとも研究的なものであろうとなからうかと、一萬キロないし五万キロくらいのもので一般の電力供給にぶら下ってプラスされて出てくるということでありまして、やはりもう少し研究を密にされて、現在の電力供給の面との関連性、特に給電技術上の問題も含めての技術的な研究をお、もう少し十分にウェットをかけてお願ひしたい。これはもう少し検討される必要があるかと思えます。この間の研究所の場合の事業計画等によって見ましても、五年後にできる発電所であるにもかかわらず、送電線は一般送電線にぶら下るのだということだけ書いてあって、研究項目はほんの一行ばかりふらっとあるだけであります。これは、この部面はおそらくまだほとんど研究されてないという感じが強いのであります。従いまして、従来の電気にプラスする原子力の電力について、技術的に、もう少し本格的な研究にすみやかにスタートされるようにお願ひいたしておきたいと思えます。

二番目には、今のお話によりまして、試験研究の機関は、原子力研究所で発電所を作り、運転をして、原子力研究に必要な電気は自分のところで使って、残ったものを一般供給にぶら下げるということでありまして、そうなりますと、それ以降、つまり、原子力の発電が一般供給にぶら

下ってくるころ、五、六年後の問題になりますと、これは当然に現在の電力会社を含めての非常に大規模なエネルギー供給源の機構的な、あるいは事業形態的な再考慮が必要になってくる段階になると思えます。現在の原子力という問題を抜きにしまして、電力の供給者あるいは電力事業者に対する事業形態その他を、再考慮しなければならぬ状態に相なっております。その上、持つてきて、今のややこしい原子力発電がプラスされてきますならば、今の開発会社なり九つの電力会社なり、その上に乗っかって通産省の公益事業局が監督しているというような形は、おそらく非常に大きく変更されなければならぬ状態がくるかと思えます。従って私は、これと並行的に、原子力が現在の電力にプラスされ、エネルギー供給源の大きさを動かすようになつてくることを予想されまして、原子力発電は一体だれにやらせるか、どういふものにするか、その正しいかという御研究を十分進めて、そのときには、当然に現在の電力事業者自身もひつくるための再考慮が必要となつてくるかと思えます。その意味におきまして、どうかその辺の研究に十分に、今からすぐにスタートしていただきたいと思えます。正力さんの五、六年後に原子力発電をという目標は、まことに私はその意図におきまして、あるいは熱意におきましては敬服するものであります。私も一日も早くそれが実現せんことをいねがうものであります。従いまして、繰り返して申すようにありますが、そのためには、今の燃料公社なり研究所なり、そこで原子力関係の学者だけが物理学的な研

究をしているのではなくて、それを実用化するためには、今申しましたような現在あるところの電力供給との組み合わせの技術的な部分について、第二は原子力発電が行われるようになった後の電力供給を含めてのエネルギー供給主体の事業形態等につきまして、これはむしろ政治的な問題になるかと思ひますけれども、この技術的並びに政治的な問題につきまして、今から直ちに、こちらが聞いたら、もう少しはつきり答えられるくらいな構想を持って進められるように、十分な研究をもつてスタートされるように特別にお願いをしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○有田委員長 岡良一君。

おるといふことだけ申し上げておきます。

○岡委員 ただいまの原子力発電について、正力国務大臣並びに佐々木原子力局長の御発言は、非常に重大な内容を伴つておられるわけでありまして、そこで、すてらばし申し上げましたように、アメリカにおける原子力平和利用の影響に関する専門委員会の、あのアメリカ上下両院に対する報告並びに勧告の中にもはつきりうたわておられることは、原子力発電については、いわゆる計画の発表が、完成と取り違えられて流布される危険性がある。しかも、研究計画の達成というものは、決して希望の如く進められていくものではないといふことを明確にうたつておられます。——先進国でさえも、それくらい周到な用意を公式に発表いたしておるのでありますから、この点は重々遺憾なきを期せられたいのであります。

それはさておきまして、今、船田長官も御出席でありますので、私は、日本原子力研究所の敷地の問題は、非常に世論が注目いたしておられるので、この問題について正力国務大臣並びに船田防衛庁長官、あわせて内閣官房の責任者の御出頭を求めて、責任ある御見解を承わりたいと思ひます。船田防衛庁長官にあえて申し上げたいのは、申し上げるまでもなく、原子力の研究開発は、日本でも初めてのことであります。非常に大きな空白時代を残しまして、取り急ぎ研究開発をしなければならぬといふ必要に迫られておられることは、申し上げるまでもありません。同時にまた、原子力の研究開発とその利用というものは、すでに御所管

の軍事面においても、従来の作戦というものを根本的に変革しつつあることは御存じの通りであります。日本が原子力の平和利用を達成しようという努力は、これまたおそろしく日本における産業構造に根本的な改革を起すのではなからうかという考え方をわれわれは持つておられるわけでありまして、そういうことでありますから、なおさらのこと、初めて出発する日本原子力研究所なり、あるいは燃料公社なり、あるいはまたすでに一月一日に発足いたしました原子力委員会等の機能については、われわれは重大な関心を注ぎ、同時にまた、その運営については国会としても万遺憾なきを期したい、このような念願を持つておられるわけでありまして、特に日本原子力研究所につきましては、他の一般的な研究所と違ひまして、取り扱うもの、またそこで営む研究等が、原子力という特殊なものであるから、これについて周到な考慮をし、科学的な検討の結果として、その敷地は最適な条件のものを選ばれたい、このようにわれわれは念願いたしておたわけでありまして、そこで一昨日も同僚の志村委員から防衛庁長官にお尋ねいたしましたのが、今、話に上つておられますのは、神奈川県横須賀の武山でありますが、武山について、防衛庁長官は、志村委員の質問に対して、このようにお答えになつておられます。「武山は旧海兵団があつたところで、自衛隊の水陸両用部隊を設けるには最も適当なところである。私個人の考えでは、原子力研究所は人家の少ない山の中に設けるのが適当だと思ふ。防衛態勢整備のために、防衛庁としては武山を希望してい

る。」——こういうふうに新聞は伝えているのであります。このように御答弁になつたのでございましょうか。

○船田国務大臣 先日、志村委員から、当席におきまして、武山についてあの施設を防衛庁の方で要望しているかという御質問がございましたから、防衛庁といたしましては、ただいまお読み上げになりましたように、自衛隊の施設、ことに水陸両用部隊といううなものの訓練、そのためにはあの土地、施設というものはぜひほしい。これは数年来防衛庁としてはそういう希望を持つておられます。しかしまだ解除の措置も講じておられないのであります。今日もなお、防衛庁といたしましては、あれが米軍から解除になりましたときに、自衛隊の施設としてぜひほしいという強い希望は持つております。しかしただいま問題になつておられます原子力研究所として、あの施設、土地を解除してもらいたいという御希望があることも承知いたしておりますが、この問題につきましては、現在政府内部におきまして、関係関係の間において協議をいたしているののでございまして、その協議の結果、結論が出、なお閣議におきまして政府の意見として決定せられますれば、その決定には私は喜んで従うということを申ししたのでございまして、その席で、志村委員から重ねて、個人的にどう考えるかという私個人の意見を聞かれたものでありますから、それで私といたしましては、もちろん学者の御意見を十分尊重することにやぶさかではありませんけれども、しかし何といつても、原子力研究所というものは、わが国におきま

してはまだ未知のものであります。アメリカやソ連の状況等を聞いてみますと、なかなか残滓の処置などというところについてはぜひいぶん苦勞しているようでありまして、ソ連においても、残滓を丈夫な箱の中に入れて、そして地下深く埋めておる。あるいははるか海上に持つていって、そして海底深く沈めておるとかいうような話も聞いております。従ひまして、原子力研究所の敷地をどこへやたらいいいかという個人の意見を聞かれれば、むしろ人家の少い、将来そういう心配のない、またこれは将来は相当拡張せられるものと考えますので、そういうことを考慮して、ああいう平坦な海岸に近いところよりも、むしろ無害な山の中のようなところに設けられることがよくはないだろうかといふことを申し上げたのであります。これはもちろん私の個人的な意見を申し上げたわけでございます。

○岡委員 私の確信したところによると、防衛庁は、過去三年の間に二回武山の返還について米軍側の意向をただされた。一つは防衛大学の設置、一つは術科学学校の設置の問題であります。その二回とも米軍側としては解除する意思がないという返答をしたといふことを私は聞いておるのであります。このような事実はあるのか。

○船田国務大臣 防衛庁といたしましては、正式に解除を申請したといふことはございせん。ただ防衛大学校の敷地として、またその後におきまして、他の施設といたしまして、武山の土地及び施設は、自衛隊のために非常に適当なところであるから、米軍側があれを解除した場合には使いたい

○正力国務大臣 ただいまの御質問、まことにございとも存じます。実は、この前に申し上げました通り、原子力の方でやりました五カ年計画といふものは、利用準備調査で作つたものであります。今度あれを再検討するように、今、原子力局でやつております。なお、研究所の方でも再検討するようにさせています。また、場合によつては、日本学術会議の方にも諮問しようと思つております。なお、電力はすぐスタートするつもりで、幸ひ民間の研究会議もできましたから、そこでも話をして、電力の問題は必要だから、すぐこちらの方でもやるが、君の方でも着手してくれ。——一体今の学者は電力の事情をよく知りません。電力事情を知らずに案を立てたのではだめなのです。だから学者にも電力の実情を調査しろといふことを言ひまして、そして一日も早く実現するように言つておきましたから、再検討した五カ年計画が出ましたら、いずれ発表しますすが、御趣旨の通りにもうスタートして

る。——こういうふうに新聞は伝えているのであります。このように御答弁になつたのでございましょうか。

○船田国務大臣 先日、志村委員から、当席におきまして、武山についてあの施設を防衛庁の方で要望しているかという御質問がございましたから、防衛庁といたしましては、ただいまお読み上げになりましたように、自衛隊の施設、ことに水陸両用部隊といううなものの訓練、そのためにはあの土地、施設というものはぜひほしい。これは数年来防衛庁としてはそういう希望を持つておられます。しかしまだ解除の措置も講じておられないのであります。今日もなお、防衛庁といたしましては、あれが米軍から解除になりましたときに、自衛隊の施設としてぜひほしいという強い希望は持つております。しかしただいま問題になつておられます原子力研究所として、あの施設、土地を解除してもらいたいという御希望があることも承知いたしておりますが、この問題につきましては、現在政府内部におきまして、関係関係の間において協議をいたしているののでございまして、その協議の結果、結論が出、なお閣議におきまして政府の意見として決定せられますれば、その決定には私は喜んで従うということを申ししたのでございまして、その席で、志村委員から重ねて、個人的にどう考えるかという私個人の意見を聞かれたものでありますから、それで私といたしましては、もちろん学者の御意見を十分尊重することにやぶさかではありませんけれども、しかし何といつても、原子力研究所というものは、わが国におきま

してはまだ未知のものであります。アメリカやソ連の状況等を聞いてみますと、なかなか残滓の処置などというところについてはぜひいぶん苦勞しているようでありまして、ソ連においても、残滓を丈夫な箱の中に入れて、そして地下深く埋めておる。あるいははるか海上に持つていって、そして海底深く沈めておるとかいうような話も聞いております。従ひまして、原子力研究所の敷地をどこへやたらいいいかという個人の意見を聞かれれば、むしろ人家の少い、将来そういう心配のない、またこれは将来は相当拡張せられるものと考えますので、そういうことを考慮して、ああいう平坦な海岸に近いところよりも、むしろ無害な山の中のようなところに設けられることがよくはないだろうかといふことを申し上げたのであります。これはもちろん私の個人的な意見を申し上げたわけでございます。

○岡委員 私の確信したところによると、防衛庁は、過去三年の間に二回武山の返還について米軍側の意向をただされた。一つは防衛大学の設置、一つは術科学学校の設置の問題であります。その二回とも米軍側としては解除する意思がないという返答をしたといふことを私は聞いておるのであります。このような事実はあるのか。

○船田国務大臣 防衛庁といたしましては、正式に解除を申請したといふことはございせん。ただ防衛大学校の敷地として、またその後におきまして、他の施設といたしまして、武山の土地及び施設は、自衛隊のために非常に適当なところであるから、米軍側があれを解除した場合には使いたい

○正力国務大臣 ただいまの御質問、まことにございとも存じます。実は、この前に申し上げました通り、原子力の方でやりました五カ年計画といふものは、利用準備調査で作つたものであります。今度あれを再検討するように、今、原子力局でやつております。なお、研究所の方でも再検討するようにさせています。また、場合によつては、日本学術会議の方にも諮問しようと思つております。なお、電力はすぐスタートするつもりで、幸ひ民間の研究会議もできましたから、そこでも話をして、電力の問題は必要だから、すぐこちらの方でもやるが、君の方でも着手してくれ。——一体今の学者は電力の事情をよく知りません。電力事情を知らずに案を立てたのではだめなのです。だから学者にも電力の実情を調査しろといふことを言ひまして、そして一日も早く実現するように言つておきましたから、再検討した五カ年計画が出ましたら、いずれ発表しますすが、御趣旨の通りにもうスタートして

る。——こういうふうに新聞は伝えているのであります。このように御答弁になつたのでございましょうか。

○船田国務大臣 先日、志村委員から、当席におきまして、武山についてあの施設を防衛庁の方で要望しているかという御質問がございましたから、防衛庁といたしましては、ただいまお読み上げになりましたように、自衛隊の施設、ことに水陸両用部隊といううなものの訓練、そのためにはあの土地、施設というものはぜひほしい。これは数年来防衛庁としてはそういう希望を持つておられます。しかしまだ解除の措置も講じておられないのであります。今日もなお、防衛庁といたしましては、あれが米軍から解除になりましたときに、自衛隊の施設としてぜひほしいという強い希望は持つております。しかしただいま問題になつておられます原子力研究所として、あの施設、土地を解除してもらいたいという御希望があることも承知いたしておりますが、この問題につきましては、現在政府内部におきまして、関係関係の間において協議をいたしているののでございまして、その協議の結果、結論が出、なお閣議におきまして政府の意見として決定せられますれば、その決定には私は喜んで従うということを申ししたのでございまして、その席で、志村委員から重ねて、個人的にどう考えるかという私個人の意見を聞かれたものでありますから、それで私といたしましては、もちろん学者の御意見を十分尊重することにやぶさかではありませんけれども、しかし何といつても、原子力研究所というものは、わが国におきま

してはまだ未知のものであります。アメリカやソ連の状況等を聞いてみますと、なかなか残滓の処置などというところについてはぜひいぶん苦勞しているようでありまして、ソ連においても、残滓を丈夫な箱の中に入れて、そして地下深く埋めておる。あるいははるか海上に持つていって、そして海底深く沈めておるとかいうような話も聞いております。従ひまして、原子力研究所の敷地をどこへやたらいいいかという個人の意見を聞かれれば、むしろ人家の少い、将来そういう心配のない、またこれは将来は相当拡張せられるものと考えますので、そういうことを考慮して、ああいう平坦な海岸に近いところよりも、むしろ無害な山の中のようなところに設けられることがよくはないだろうかといふことを申し上げたのであります。これはもちろん私の個人的な意見を申し上げたわけでございます。

○岡委員 私の確信したところによると、防衛庁は、過去三年の間に二回武山の返還について米軍側の意向をただされた。一つは防衛大学の設置、一つは術科学学校の設置の問題であります。その二回とも米軍側としては解除する意思がないという返答をしたといふことを私は聞いておるのであります。このような事実はあるのか。

○船田国務大臣 防衛庁といたしましては、正式に解除を申請したといふことはございせん。ただ防衛大学校の敷地として、またその後におきまして、他の施設といたしまして、武山の土地及び施設は、自衛隊のために非常に適当なところであるから、米軍側があれを解除した場合には使いたい

という希望は申しておりますし、今もなお強い希望を持っておるのでございます。

○岡委員 公式にその解除を要求されたこととはないとしても、今申しましたような事実、非公式に米軍側の内意を打診されたということはありますか。

○船田国務大臣 私、就任前のことでございまして、事実どういふふうにやっておったかは知りませんが、米軍の当該責任者にその希望は申し述べてあったと思います。

○岡委員 その結果、米軍側としては、これを拒絶したということでありませんか。

○船田国務大臣 まだ解除するということの通知には接しておりませんが、米軍側としては、隊の収容上、あれを必要としておるものと私は考えておったわけでありまして。

○岡委員 それはやはり一つの重要なポイントであります。内意を伺ったということとは、それは別にきょうのこととはありません。三年越し懸案となつて、防衛大学あるいは術科学校等の施設としてその地域の解除を要求された。内意を打診されたとしても、その返事は当然私にはあつてしかるべきだと思ふ。御就任前のことでありまして、米軍側としては果してそれに対して拒否したのか、依然として返事がなにかという点は、私は重大なポイントだと思ひますので、ぜひ一つお取調べの上、御返事を願ひたいと思ひます。

そこで重ねてお尋ねいたしますが、きょうは水陸両用部隊を収容するという御答弁でありましたけれども、水陸両用部隊というものは、本年度の

防衛計画の中に明らかに含まれておるものでございませんか。

○船田国務大臣 この問題につきましては、先般志村委員の御質問に対しては、私ははっきり御答弁申し上げたように、まだ何ら予算的措置が講ぜられておらないのでありますから、従いまして、武山の問題については、防衛庁として正式に解除の申請をしたことはございせんし、また今回の原子力研究所でお使いになるかならぬかということにつきましても、政府の意思が決定いたしませんれば、それに従うということとを申し上げておるのであります。

○岡委員 それでは重ねてお尋ねいたしますが、結局長官としては、水陸両用部隊に関しては、三十一年度予算として、これに所要な経費というものは議決を見ておられない、また防衛庁の増強計画の中にも、水陸両用部隊の設置というものは何もない、こう理解していいのでございませんか。

○船田国務大臣 三十一年度予算においては、計上いたしております。

○岡委員 防衛庁長官にお尋ねいたしますが、原子力委員会は、すでに先般武山を最速の敷地であるということの意思決定をいたしました。原子力委員会の決定というものは、政府においていかに取り扱うべきものと法律によつて定められておるか、この点の御見解を承りたい。

○船田国務大臣 原子力委員会の意見が尊重されるというところは、当然だろうと思ひます。ただ、武山のある施設について、解除を米軍側に正式に政府として申請するかしないか、要請するかどうかということにつきましては、

目下政府内において研究をいたしておるのでありますから、今ここに私としてはそれについて何とも申し上げようがないのであります。

○岡委員 原子力委員会としては、武山を最速な敷地として決定をいたしました。そして原子力委員会法の第三条には、明らかに、内閣総理大臣は委員会から報告を受けたときはこれを尊重しなければならぬという規定があります。そうして内閣総理大臣に対しては、すでに成規の手続を経た報告を出してあります。ところがその結果として、新聞の伝えるところによれば、防衛庁の方からも意見が出た、通産大臣の方からも意見が出た、あるいは農林大臣からも意見が出たということとで、せっかくの原子力委員会の意思決定というものが、いまだ尊重されるに至っておりません。この点はいかに考えられますか。

○船田国務大臣 その問題につきましては、政府内において関係閣僚の間で協議をいたしておりますので、その協議がまとまり次第、なるべく早い機会に、結論が出るかと存じます。原子力委員会の構成は、御存知の通り、内閣の同意を経て内閣総理大臣がこれを任命するという建前になっております。内閣の同意を経て内閣総理大臣が任命をする、こういう構成を持った原子力委員会というものは、いわばそのときの政府の政策というものに拘束されないう、まあ超党派的といひましようか、あるいは全国民の負託を受け、全国民の福祉のために運用する重大な任務が必然的に負わされているものと思ひます。このような性格を持つておるというところに、原子力委員会の大きな

な任務があると思ひるのであります。この点、正力国務大臣の御見解を承りたい。

○正力国務大臣 なるほど、原子力委員は内閣の任命を経て、その意見は総理大臣が尊重することになっております。ただ問題は、武山に決するかどうかというところは、やはり政府としては、国策上考えなくちゃなりませんから、原子力委員会がきめたからといって、必ず総理大臣がそれをやるわけのものじゃないという考えを持つております。

○岡委員 これは長官と委員長に重ねてお伺ひいたしますが、今申しましたような権威づけをもつて発足をいたしました原子力委員会でありまして、そこでその原子力委員会は武山を最速な敷地として決定をし、成規の手続をもつて内閣総理大臣に報告をいたしておる。内閣総理大臣は当然にこれを尊重すべき義務をになれておる。そうすると、その報告に基づいて、今度は三十一年度の増強計画の中にもない、いわんや国会がその予算を議決しておられない。そういう不確定な事実、いわば架空な事由をもつて国策を云々されるということとは、私は非常に妥当じゃないと思ひます。少くとも国会が同意を与えて設立をされ、発足をいたしました原子力委員会が、まず日本原子力研究所の最速の敷地として武山を選んだのに対して一方防衛庁長官は、国会が何ら予算の議決も見えておられない、また増強計画としても国会の承認を得ておられない水陸両用部隊という、来年度のことから再来年度のことも不確定な事実を理由として国策を云々される、こういうことは許されないうと思ひます。委員長と防衛庁長官の御見解を伺ひたい。

○正力国務大臣 先ほども申し上げましたごとく、原子力研究所を置く場所として適地であるということは、委員会がきめたのであります。しかし政府としては国家全体から見ても、原子力以外の他のために必要かどうかということは研究する必要があることは当然であります。それだから、この問題で決定しなかつたわけでありまして。

○船田国務大臣 今、正力国務大臣の言われたことと同じ考えを持つております。

○岡委員 先ほど来申し上げましたように、原子力委員会なるものは、国会が同意を与え、内閣総理大臣が任命をするという、いわば超党派的な委員会である。従つて、その決定は内閣総理大臣が尊重する、またその報告に基づいて内閣総理大臣は関係行政機関の長に勧告をしなければならぬ規定もある。ところが報告はされたが、総理大臣は勧告をするという手続を怠つておる。一方では何ら予算に議決をされない、三十二年度から三年度かわからない水陸両用部隊の最速地というふうなことで、いわば事実上横やりが入つておる。そうすると、今度は国策上、関係閣僚で相談をしなければならぬと言われる。国策上、相談をしなければならぬといふのは、そのときの政府の性格あるいは政策というもののによつて決定されるということとです。原子力委員会は、先ほども申しましたように、そのようなそのときそのときの政府の政策や性格によつて拘束をされないという立場から、内閣の同意を得て内閣総理大臣が任命するといふ、いわば高い立場を与えておるわけです。これがいわゆる国策なる言葉のもとに、防衛庁長官なり

その他関係閣僚の間で懇談をし、決定をするということでは、原子力委員会というものの成規な手続というものが中途で撤廃されて、そのときどきの政府の性格なりまたそのときの閣僚のいわば個人的な意見——と申して私は差しつかえないと思うが、国会が予算の議決を与えてもいないという計画に使用するなどということとは、これはトライアル・プランでさえもない、プライベート・プランである。試みの案ではなくて、私の案といつてもいい。無縁な、そういう理由で閣僚というものが持ち出されて、関係閣僚が相談する、これでは原子力委員会の権威というものは一体どこにあるかと言いたい。重ねて正力国務大臣の御見解を伺いたい。

○正力国務大臣 再びお答えするようですけれども、要するに、原子力のことに関し、原子力委員会できめたことは尊重しなすけれども、しかし政府としては、原子力委員会がきめたからといって、そのほかに国家として重大なことだと考えたならば、それにいくのが当然じゃないかと思ひます。

○岡委員 私どもは、この原子力委員会の委員長に閣務大臣がなれるというところについて、原子力委員会の運営が、原子力基本法にうたわれた目的を遂行するに十分な備えとなり得るかどうかがというところに一まつの不安を持っておった。ところが今直ちにこれが現われてきた。原子力委員会が、もしあなただけではなく、閣務大臣でない者を委員長とし、原子力委員会の意向を代表するということで、必要があれば閣議を経て、原子力委員会の意見が強力に代表されるという筋道を通り、また内

閣総理大臣に向つて報告もし、その後の適切な措置を訴えられるというような立場におられるならばよかった。ところが不幸にして、原子力委員会の委員長は閣務大臣である。閣務大臣としては、そのときの政府の政策というものに当然拘束されるを得ない。ことに、日本の原子力行政の今後の発展における最初の杞憂が大きな事実となつて生まれてきておると思う。この点私は非常に遺憾に思ふのであるが、正力国務大臣としてはどういう——繰り返し申せば、とにかく超党的に、日本の原子力基本法にうたわれた平和利用、民主、自由、公開の原則のもとに、国民の福祉に役立てようという、日本の福祉に役立てようという、日本の原子力開発のための中核体である原子力委員会が、たまたま委員長に閣務大臣を仰いだということから、閣務大臣としては、やはり閣議の決定の前において、この委員会の意思決定を取り次ぐところの成規な手続を経ない関係閣僚懇談会などという、何らわれわれとしては無縁なものによつて問題が取りきめられるというところに、私は原子力委員会の今後の運営においても非常に危惧を持つわけなんです。正力委員長、いかがですか。

○正力国務大臣 成規の手続をとらぬとおっしゃいましたけれども、それはやはり私どもの方から総理大臣にちゃんと成規の手続はとつておるのです。そして、さらに私からも閣僚関係に話をしたのです。それで私は手続は十分尽くしておる、こう思ひます。それから、繰り返すようでありますが、原子力委員会としてきめたことを、原子力に關することはそれは内閣総理大臣がその通りやらなければいかぬと思つて

います。しかし国家として、総理大臣として必要のことを考えたならば、やはり当然閣議に諮り、閣議の意見に従わなくてはならぬかと思つております。

○岡委員 それでは押し問答になりませんが、船田防衛庁長官といつたしましては、今申しましたような決定については、かなりこれを尊重し、閣僚関係にも勧告をするというふうな手続規定までを加えたいといふ大きな権能を与えられておる原子力委員会の決定であります。たゞ防衛庁の方で将来にわたる御計画があるとしても、まだそれは予算化されておらない、増強計画として具体的に国会にも提示されないうことであらば、当然この武山は原子力研究所の敷地として、一つ防衛庁の方ではこれを水陸両用部隊に使いたいなどという意思は断念をしておたきたいと思ひますが、いかがでしようか。

○船田国務大臣 防衛庁といつたしましては、将来あれが解除になったときに使いたいという希望は捨てません。しかし国家的見地から、原子力研究所をどうしてもあそこ建てなければならぬということでは閣議が決定せられぬということでありまして、それにはもちろん私は従います。

○岡委員 しかし先ほど来繰り返しますように、何ら国会で予算も議決されてはおりません。増強というけれども、増強計画の中には、水陸両用部隊といふものがある。国会に提示されておるわけでもない。そういういわば架空な事実に基づいて、少くともそれを理由として、日本原子力研究所の敷地たるべき武山、原子力委員会が最善の候

補地としてあげた武山を、國策という名のもとに拒否される理由はないと思ふ。そこで防衛庁長官としては、繰り返し申せば、国会の承認を得た増強計画の中にも含まれない、国会が議決した予算の中にも含まれていない水陸両用部隊の最善地などということをもつて、日本原子力研究所のこの敷地武山を拒否されたり、これを批判されたりということとは、私は當を得ないと思ひます。いかがでしようか。

○船田国務大臣 防衛庁が使いたいという希望を持つておることと、現実には原子力研究所をどこへやるかという問題とは、これは切り離して考えていい問題だと思ひます。國策的にどこにきめるかということを開係閣僚の間で協賛をいたしまして、そして協賛がまとまったときに閣議決定をされれば、私は決してそれに反対するものではないと思ひます。また私は先般も申したことでございますが、この問題について横やりを入れるとか、特に妨害をするとかいふような考えは毛頭持つておりません。

○岡委員 しかしながら、事実上、それは明らかに横やりであり、横車である。どうとられてもいたし方が私はないと思ひます。そこで問題は、今後防衛庁が水陸両用部隊を設けられる、そしてそのための訓練なり、基地としてどこを選ばれるということとは、今後の問題でありましょう。しかし、これは國防會議の決定することだと私は思ふ。将来國防會議の成立を見れば、これが決定すべきものである。従つて、現在責任ある長官の立場においで、まだ國防會議の設置することを決定してもおられないのに、水陸両用部隊

のための使用に供するとして、武山というものについての防衛庁側の希望を出して、その希望は、今度は正規に原子力委員会が意思決定をし、武山を最善地の候補地に選び、ここに建設しろという要求をあなた方が相談をされるということとは、やはり一つのそういう架空な、将来への不確定な事実といふものが、この、最善地であるという原子力委員会の決定をチェックするということに事実上なるではありませんか。私はそういうことは手続としてはきわめて當を得ないことだと思ひます。いかがでしようか。

○船田国務大臣 私は、閣務大臣として、自己の主張を開係閣僚の間及び閣議において述べたことは、差しつかえないと思ひます。

○岡委員 閣務大臣として希望を申されることは、一向私は差しつかえないと思ひますが、しかし少くとも一つは原子力委員会設置法によつて設置され、先ほど来るの申し述べますような権能を与えられた委員会の決定に対して、政府は尊重されなければならぬ。内閣総理大臣はこの報告を受けたときは、これを尊重しなければならぬ。というこの規定は、これは内閣総理大臣は政府だ、法律の慣用としてはこう見ていいと思ひます。ところがさて手続を経て総理大臣に報告をされる、そうすると閣務大臣たるあなたが、防衛庁の立場から予算の議決も見ておられない水陸両用部隊といふものを持ち出して、この原子力委員会の決定に基づいて、あなたの方の意見を基礎として、さらに調整をしなければならぬということとは、これは明らかに

ターを載せまして、まず空の上から手広く、また能率的に、スピーディに調査をするという調査法が、最適のものとして、非常に益んに使われておりますことは御承知の通りでございます。私どももあちらを見て参りましたときに、いろいろ意見の交換もいたしました。またヨーロッパのフランス、イタリアあたりの山岳地帯の調査の例も聞いて参ったのでありますが、日本の場合は、もちろんできるだけ飛行機の上からそういう調査をいたしたいと考えておりますけれども、非常に地形が複雑であり、また地質構造が小刻みに変化する、従いまして、飛行機を使います飛行技術の上にも問題がありますし、さらにそれに基きました放射能の異常を測定する技術が非常にむずかしいという点があるのであります。これのももろんなある程度は克服しつつあるかと信じておりますが、まだまだ未解決の点が多々ございますので、三十一年度あたりは、まだまだ試験飛行の程度にやって参りたい。なお飛行機に載せますと同じような機械、やはりシンチレーション・カウンタを自動車の上に載せまして、自動車で陸路を走り回る。そして放射能の異常なところを見つける、こういう方法がありますが、日本の場合は、今の地形の問題、飛行技術のむずかしさという点から、むしろ自動車によります方がより効果的であり、手っとり早い、また危険も少ないという利点もございますので、三十一年度には、自動車の上が調べることにむしろ重点を置きまして、飛行機の方は従の方に考える、こういうような考え方をいたしております。

○岡委員　今度の公社の予算では、自

動車はどの程度の規模に置かれるのですか。シンチレーション・カウンタもなかなか日本で作れないように聞いておりますが、その辺の事情はどうなんでしょうか。

○堀説明員 たいだいま佐藤さんから御説明がありましたのは、地質調査所が行います探鉱計画でございまして、燃料公社といたしましては、地質調査所で調べましたあとにつきまして、もったまいと調べておられます。それについて説明いたしますと、まず調べましたところをもう少し詳しく地表から調査することを一ついたします。それから表土をはきまして、土を取って参ります。トレンチと申しておりますが、そういう調査をいたします。それから試錘器を持って参りまして、ボーリングをいたします。それからもう一つは坑道を掘りまして、坑内を探鉱いたします。そういうふうな計画にいたしております。

○岡委員 それは事業計画です。で、資料の中で拝見いたしておりますが、地質調査所として、自動車にシンチレーション・カウンタを載つけてやられるというの、何台の自動車を出されるつもりなのかという点です。

○佐藤説明員 自動車の台数などは、予算に関連いたしますので、何台これを準備することができましか、ただいま検討中でございますけれども、十台まではいかないのではないかと、できるだけたくさんほしいのでありますけれども、その辺ただいま検討中でございます。

例によると、エア・ボーンがやはり探鉱には一番有利だった。これは御指摘のように地形の関係もあると思いが、アメリカのごときは、一九五四年中に、政府側としては専用機を原子力委員会が十機、地質調査所が二機、これに民間側では大小七十五機が加わって、百機からのものがウラン鉱の探査に参加している。こういうような力の入れ方であったために、一九四八年には鉱山がわずかに十五しかなかったのに、一九五三年には六百、一九五四年には大小九百のウラン鉱山が発見されたという正確な情報が入っておるわけだ。それほどに探鉱に非常な力とを投入しておる。ところが現在のこの燃料公社は、探鉱をされた地質調査所の報告を待つてさらにボーリングをやるとか坑道を掘るとか言われますが、その後の探鉱の問題、そうしてまたその後の公社としてのさらに精密な検査の問題等は、まだまだきわめて低調じゃないかと私は思うのです。この点、この程度の予算と十台ぐらいの自動車でどの程度までやれるか、見通しのないことではありましかうが、その辺の御確信のほどを一つ承わりたいと思ひます。

○佐藤説明員 探査、探鉱の成果の見通しはなかなか困難でございますが、予算の範囲内で、できるだけ準備をいたしたいということに尽きるのでございます。ただいまお話し上げになりましたアメリカの探査の効果的な事情につきましては、お話し通りでございます。アメリカの地質調査所では、大型のエア・ボーン飛行機二台、原子力委員会は小型の同飛行機を十台、民間では七十五台というのが、一九五四年末現在の状況でございます。これはアメリカとして特に金があるという以外に、コロラド高原の特殊な地質状況に基きまして、この飛行機のエア・ボーン調査が非常に有効であるという理由もあるわけでありましか。日本といたしましては、コロラド高原のような地質は全くないわけでございます。むしろ山岳地帯の険しい地形が多いのでございまして、特に花崗岩地帯は、このコロラド高原のような地形、地質と全く違ひますので、先ほど申し上げましたように、エア・ボーンに主体を置くわけでございますが、その間、地質調査所で基礎調査をやりまして、その先の調査へバトンをつ渡すその前後のことにつきましては、極力私ども注意をいたしたいと思ひ、円滑な調査、探査をいたしたいと考えております。

○志村委員 関連して。ただいまの話で、シンチレーション・カウンタのことがだいたい出ておりましたが、シンチレーション・カウンタを発注して、日本で入手するまでには、相当期間があるというふうな聞いておりました。一体日本ではいつごろこのシンチレーション・カウンタを手に入れる計画になつておるか。

次に、フランスがウラン鉱の探査をした場合に、シンチレーション・カウンタを使つたかどうか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○佐藤説明員 シンチレーション・カウンタは、現在科学研究所で国産品を試作しております。現在私も地質調査所では、その試作品を一台手に入れることになつており、もうほとんどでき上つております。なお、カナダから買ひました一台はとらにございまして、なお発注しました二台は、三十一年度の上半期には私どもの手に入ると思つております。シンチレーション・カウンタは、もちろんいろいろ大きなきさによりまして、性能の差があらまので、精度の高いものを要求しておるわけでありましかども、一台、二台ございまして、さああたりの探査には一応役に立つ、こういうふうに考えております。

なお、フランスは、ただいまのお話のように、国家的な、積極的な国内探査を世界で先に行つた国でありまして、一九四六年から調査してあります。その当座ははまだシンチレーション・カウンタの構造がよくわかつておりませんので、最初はガイガー・カウンタを使っておつたようでありましかども、最近ではもちろんシンチレーション・カウンタを併用して使つておると承知しております。

○志村委員 そこでちょっと思ひついたことがあるのであります。フランスが大きな成果をあげたのは、シンチレーション・カウンタを使う以前のことで、日本ではシンチレーション・カウンタにあまり拘泥する必要はないんじゃないか、もちろんそれがあれば、性能が高いのでございまして、けつこうでございまして、あまりそれにけつりつかないで、それ以前に日本でも持つておるガイガー・カウンタ等によつて、どんどん調査を進められていくのがいいのではないかと、こういうふうな考へておるのですが、どうでしょうか。

○佐藤説明員 御意見の通りでございます。ただ、できるだけ国産品を使う方針でございまして、同時に、またシンチレーション・カウンタとガイガー・カウンタの使い方は、調査をいたします目標物によりまして、また目的によりまして、いろいろ使い分けがございまして、ガイガー・カウンタももちろん積極的に活用いたす計画でございまして、

○岡委員 そこで、いよいよ地質調査所と公社の方が御協力になつて、鉱脈あるいはそれ以外のものでも発見されたという場合、その製錬の技術については、先ほどちょっと御答弁があらましたが、日本は、製錬の技術あるいはその施設等については、いかがな程度のものでございましょうか。

○堀説明員 たいだいま製錬の技術は二、三のところへお願いしまして、委託研究をやつていただいております。その一つは三菱鉱業へお願いしまして、国産鉱石が見つかった場合、それから粗ウラニウムを作る研究をやつていただいております。いま一つは、そういうふうにしてできた粗ウラニウムから、燃料要素になりますような純粋なウラニウムを作ります製錬、精製の研究を、科学研究所と通産省の電気試験所、この両方でやつていただいております。それからこれは国産鉱石とちよつと離れますが、燐鉱石からウランを作る研究を、日産化学にお願ひしてやつております。

大体以上の通りでございます。

○岡委員 私どもしろうとでわかりませんが、たとえば燐鉱石の処理技術の過程で、ウランの抽出ができるとか、いろいろな技術を新聞や雑誌で見るとございまして、そういう多角的な製錬の方法というものは、考えられ

ておるのでしょうか。

○堀説明員 ただいま私の申しました日産化学にお願いしております。燃焼石からウランを取ると申しますのは、おっしゃった通りのものでございます。これは燃焼石を燃焼肥料として使うと同時に、その副産物からウランを取り出す、本来の目的である燃焼肥料としての使用を妨げないで、ウランを取り出す、そういう研究でございます。

○岡委員 先般、工業技術院の院長からいろいろ日本のウラン鉱の実情については承りました。現在のところでは、なかなか採算に合わないというような御意見も承りました。ところが先般二月の二十二日でありましたか、アメリカのアイゼンハワー大統領から、四十トンの大量の濃縮ウラン放出という言明がありました。これはウランの原子燃料を持たない国々にとつては、大きなショックを与えたわけでありました。日本国とすれば、この声明に対していかにかたうべきものと思われ、委員長から御答弁を願いたいと思ひます。

○正力國務大臣 まだアメリカからこつちへ正式に交渉があったわけではないのであります。従つて、どうすべきかというところは、まだ決定しておりません。しかしそれは非常にけっこうなことだと思つております。

○岡委員 それで、その前にちよつとお尋ねしたいのは、この前、日本原子力研究所の事業計画として御提示になつたものは、あれは結局一度撤回されて、原子力委員会でもたねて十分御検討を加えた上で、ほんとうの原子力研究所の事業計画をお作りになるわけでございますか。

○正力國務大臣 それはちよつと先ほど佐々木委員にも答弁したところでありましたが、あれは準備委員会で作つた計画でございます。今度は原子力委員会というものができ、また参与もできましたから、今度あれを再検討する。すでに再検討しつゝあります。その上で、でき上つたものを発表いたします。

○岡委員 いつそれは提出していただくまいしょうか。

○正力國務大臣 この間とにかく調査を命ずることにしただけでありまして、いつまでにできるか、ちよつとまだ明言いたしかねます。

○岡委員 あの基本的な計画の中で一番問題になつたのは、要するに三十四年、五年にかけて動力炉を発売する点で、このことは当時御出席の湯川博士も御指摘になつた通りであります。そこで、天然ウラン・重水型というところまでは、この前御提示の事業計画でそのまゝに、私もはちよつと御計画であるというところまでは一応了承しているのじやないかと思ひますが、原子力局長、いかがでしょうか。

○佐々木政府委員 ただいま大臣からお話ございました通りであります。実はこの前に御出しました事業計画は、昨年の平和利用準備調査会でおきめ願つたものを基礎にいたしまして、それを予算化したというだけにすぎません。従ひまして、その後、委員会にも一応こういう計画のものだといふお話を申し上げましたところ、委員の皆さんも、せつかく新しい委員会でも、同時にまた国内、国際情勢もその後の新しい経過等を織りまぜて、再検討すべきではなからうかというの

で、ただいま大臣からお話がありまして、たゞいま、再検討の準備あるいはその資料の収集中でございます。それがいつできますかということとは、参与の皆さん等にもお集まり願つて、もう少し検討いたしませんと、その時期等は明確には申し上げられませんが、ただ三十一年度に開きましては、あの法案にもございまして、委員会でもその基本計画を定めまして、その基本計画にのつて、実際の業務などがきまるということに法的には定めができておりますから、あの法案が通ることを前提として、今からそういう基本計画の準備を進めております。ただ長期の面に関しましては、いろいろ委員の皆さんにも御議論がございます。あるいは長期にわたるものでありますれば、これは、実施計画というよりは、目標計画というふうに考えるのが至当じやないかというふうな意見もございまして、あるいは今後の検討の結果、初期におきましては実施計画、その後におきましては目標計画ということになるかも知れません。今のところではその目標計画に關しましては再検討するといふだけで、果して國産炉だけの計画で、あのテンポでいいの、あるいはもっと早める必要があるのか、あるいはそれに引き続きましての発電の計画もどういふふうな内容のものかといふことは、あつたやうな、それらの検討によりましては、あつたやうな最終的な決定になつていふやうなことも明確ではございません。

○岡委員 これは科学技術委員会としてもやはり重大な関心を注いでおる問題でありますので、原子力委員会において最終的な御決定をなされたら、ぜひ

ひすみやかに御提示願ひたいと思ひます。

○堀説明員 御説明いたします。重水の生産は、燃料公社とは全然別のところで将来製造されるだらうと思つております。ただいまその研究を二、三のところ委託しておりますが、この研究を委託するところは、そういう重水を作るのに必要な——これは水素でありまして、これの生産設備を持つておるところに委託するのが一番便利でございますから、そういうところへお願いしております。その現状を申し上げますと、重水の製造の日本に適した技術が考えられます。一つは、これは専門の言葉になりますが、交換反応法という製法でございます。これは昭和電

工にお願ひしまして、あつた川崎工場で研究を進めていただいております。もう一つは、水素の液化蒸溜という方法でございます。これは液体水素を作りまして、それから重水素を分けるという方法でございます。まだ具体的な研究計画はあまり進んでおりませんが、その初期の段階は、相化反応に委託して研究を進めていただいております。

それから、その交換反応法あるいは水素の液化蒸溜、二つの方法によりまして、相当濃度の高い重水が作られますが、原子炉に必要といたします九・七％というふうな重水は、回収電解法という方法で作ることになっております。これを都立大学と旭化成と両方に委託しております。これらの研究ができれば、問題はそれのコストがどれくらいになるかということでございますが、技術的にはいづれの方法も可能でございます。日本の天然ウラン。國産炉を作りますには、おそろく一、二トンあるいは三トンの重水は、國産で、しかも九・七％という濃度のものを十分製造し得る見込みでございます。

○岡委員 将来は、重水等についても、あるいはまた原子燃料であるウランの生産についても、見通しは一応あるわけでありまして、そこで先の問題に移つて、結局アメリカの方では四十トンという大量の原料を放出しようと言ひました。それについては、まだ政府の方へ正規なアメリカからの申し出がないといふところでございますが、アイゼンハワー大統領の声明を見ますと、アメリカ国内向けとしては、主として原子力発電所の燃料として二十トンが民間に貸与される。国外向けとし

ては、発電用原子炉及び実験炉のために二十トンが売却または貸与される。それからソ連及びその衛星国には供与されない。供与は、原子燃料が軍事的目的に転用されぬように、細心な安全保護措置のもとに行われる。大体こういう骨子であるということを外電は伝えています。そこで、これに対する日本側の態度は、やはり日本の今後の原子力の自主的な研究開発とまさに不可分の関係にあると私は思うのであります。それで繰り返し正力委員長長の御見解を承わりたいと思います。実は先般もこの委員会が私が繰り返し申し述べたことは、アメリカのアイゼンハワー大統領が二月の二十二日にこの大量の、国内には二十トン、国外向けに二十トン、計四十トンの濃縮ウランの放出を断じた、ちょうどそれから約三週間ほど前、一月三十一日には、去年の三月から、科学者、産業界、労働組合あるいはジャーナリストなども加わった九人で、アメリカには、原子力平和利用の影響に関する専門委員会というものが発足しております。これが、十カ月かかって、アメリカの上院と下院に報告書を提出しております。この報告書の内容は、どういふことかという点、アメリカと双務協定を結んでおる国々と、アジアとかヨーロッパとかいふ地域的にブロック的な会議を持ちたい。そうしてこれらの国々に対して、一九六〇年までに百万トンの原子発電炉の契約をいたしたいということを勧告いたしております。ところがそれから三週間余りを経て、二十トンは国外向けという声明をいたしました。その報告書の中には、さらにこういうことが書いてある。それは、アメリカは海外にお

いて約三百億ドルの原子炉の注文を受け取ることのできる潜在市場を持っておるといふことを書いてある。そうしてみれば、この二十トンを海外向け、しかも一九六〇年までに百万トンの発電原子炉の契約をやるという、しかも二十トンといふのは、これがフルに発電のための燃料になれば、約三百万キロワットくらいだそうでありまして、まあ百万キロワットは優にこえるだけの原料になり得るわけです。だから、この一月三十一日の専門委員会の報告と、その後におけるアイゼンハワーの声明というものは不可分なものだと私は思う。そうするとアメリカの国内においても、発電炉はもとより実験原子炉についてもいろいろな型のもので試作されてきた。それは用い耐えるようになってきた。そこでアメリカ政府の方では、もう生産が過剰になってきた。第一次の放出として、濃縮ウランを二十トンだけ海外に出そう。それにはアメリカからの実験原子炉なり発電原子炉を買わなければならぬというところで買わしめるがために、原料の裏づけとして濃縮ウランの放出という形になってきた。いわばアメリカのコンマシーヤリズムというものがここにはつきり出てきているのじゃないかと私は想像するわけなのです。これは今後の日本の原子力研究開発にはいろいろ大きな影響を与える問題であると思ふが、アイゼンハワー大統領の声明についていかに思われましようか。

○正力國務大臣 今お話の通り、あるいはアメリカは商業的に考えておるかもしれません。しかしまた一面に、世界の平和のために尽そうというふうな考えもあると思ふます。いずれにしても、日本としましては、日本の自主性を害するようなどとはいたしません。日本のためになることなら、あるいは買つかもせれません。損になったり、少くとも自主性を害することはやらせません。

○岡委員 それに関連して、きょうの新聞を拝見いたしますと、関西電力で、三菱電機が通産省の電気試験所と協力して、原子力発電用テスト・プラントの設計委員会を作つて、四月一日から一万キロワット程度の本格的な原子炉の設計を始めることになり、十七日に同電力で第一回の準備打合せを開いたという記事が出ておるわけでありまして。どういふふうに、民間の電力会社がプラントの設計をするのはありますけれども、これもどういふふうな形で乗り出されるということになつてくると、日本の原子力行政というものの総合性、一貫性の上において、遺憾な事態が起りはしないかと私は思ふのです。この点いかがでしょう。

○佐々木政府委員 関西電力は、御承知のように、原子力発電の問題につきまして非常に注目をしております。一本松常務も、昨年ジュネーブに参り、かつて通産省の技術長をやりました吉岡君もここに参りまして、その問題に取組んでおるような次第でございます。従いまして、関西電力といったしましては、日本の将来の原子力事情等をにらみながら研究を進めるといふ体に関しましては、一向差しつかえないのじゃないかというふうに考えております。さてそれが国の施策として具現してくる場合におきましては、基本法の精神あるいは原子力局の任務等も

勘案いたしまして、十分原子力委員会の皆さんの御意向もお聞きした上で態度を決するのでございますから、将来の実際の具体化の問題は今から予測はできませんが、しかし研究そのものは、それぞれの分野で進めまして、そうしてできますれば産業会議等ができておられますから、そういうところに次第に問題を移して、部分的なものから、日本的な視野で研究を進めていくというふうな形は、むしろけっこうなことじゃないかと存するのであります。

○岡委員 しかし電気事業会社が、このような設計について委員会を正規に発足させるということになれば、その目的は、言わずと知れた将来の発電のためのテスト・プラントを輸入するという場合、電力会社の実情に即したものと受け入れられるための準備工作だとして考えられたいと思ふ。これは学者の研究じゃないのですから、そうならば、関西電力が原子力電力について、すでにその設計のプランについて発足したということは、つまり日本がアメリカからパイロット・プラントを輸入するためのデモンストレーション計画ということと、今、原子力委員会が展示しておる発電所の計画、建設、設計というものを受け入れる。といういふことを前提として初めて電力会社としてはどういふ挙に乗り出したものかと考えるよりは、かたがたないと思ふ。単に、民間会社が協力していることは望ましいことだといふことでは済まされないのじゃないか。こういう事態があつてこの電力会社において起つてくるということに相なつた場合、基本法そのものの精神、またし

れば日本原子力研究所の運営においてもお約束になったことが、いわば民間側のこのような実情によつて、混乱されてくるという事態が起らないでしやうか。

○佐々木政府委員 基本法にも明示してございまして、原子炉そのものの設置その他に關しましては、主務官庁の認可事項になっておりますので、これを實際に具体化する場合には、当然政府の問題になります。従いまして、関西電力の研究が果してアメリカからテスト・プラントを輸入するという計画になるのか、あるいは国内の資源等を利用いたしまして、自分の手でそれを作るというふうになりますのか、あるいはその時期等も、先ほど申し上げましたように、デモンストレーション・プラントができて、研究所で研究しましたその成果等とかが合つて具体化するといふふうな順序になりますのか、そこら辺はまだ不明確でございますので、今の関西電力の研究過程に關しましては何とも申し上げられないのであります。しかし原則といたしましては、あくまでも研究そのものを民間でやるのに対して制約を加えるという態度は、政府といたしましては、毛頭とるべきでないといふふうに考えております。ただどういふことでございまして、それが具体化して、政府の方針に反する際には、これは許可しないだけの話でございまして、大いに各所で研究を進め、その研究もできますれば、さつき申し上げましたように、産業会議等でございますので、そういう視野から、部分的なものを総合的にさらにコール・ミートいたしまして、政府といたしましては、そう

いうものを自分の方針に照らし合せて許可していく、こういうのが当然の道行きかと存じ上げております。

○岡委員 これについて、民間側が原子力研究開発に大いに協力してくれるということとは、ごうも拒むことじゃない。これはもとよりのことなんです。ただしかし、日本の原子力研究開発は、基本法によって一つのコースというものがはっきりたわれておる。ところが関西電力の、来月から始めようという一万キロワット程度のテスト・プラント設計委員会は、はっきりこう言っておる。同委員会が原子炉の設計に乗り出したのは、将来原子力発電用テスト・プラントを作る際に、海外から原子炉を輸入するにしても云々と書いてあるのです。しかもその委員の中には、通産省の電気試験所の電力部長も参加をしておられるということになってくると、この一角で、日本の原子力の平和利用がくずれようとしておる。少くとも、こうなれば、動力協定というものを政府は当然するものだという前提に立なければ、この筆に出れないのじゃないかと思うのです。いかがなものでしょうか。

○佐々木政府委員 この前、この席で湯川委員からたしか申し上げたと記憶しておりますが、動力協定そのものも、現状の立場であらうことになっておるだけでございまして、四、五年先にはどういふふうになるか、言いかえしますと、国連の委員会等が今後発展して参ります際には、今考えておるような行き方のみで数年先も推移するかどうか、これはわかりません。従って、それを具現化する際には、十分時の政府の方針等を照らし合せて、その方向に

合うようにすべきが当然だと存じます。各会社でそれぞれ研究を進めるということ自体に関しましては、むしろこれをチェックせずに伸ばしていくという方向こそが望ましいのではなからうかというふうに考えております。

○岡委員 御趣旨はわかりました。ただ私が申し上げるのは、四、五年先になって、原子力発電に関する現在のあのようなきびしい秘密保護の保障を求められておるような事態が、全く緩和されてくるという事態になれば、もちろんそれはけっこうなことですが、あまりにも手きびしいこの秘密保護の保障を要求された現段階では、そう簡単にはこれが解除にならないのではないかという心配から、実はお尋ねを申し上げておるわけなんです。

そこで、もう一つは、こういうふうに関西電力が乗り出してくれるということ、これは各電力会社もおそらく共通な意欲を持っているのではないかと私は思う。そういう場合に、やはりこの民間の協力というものは、せっかく産業会議もできておるのだが、もっと一本に、個々の企業が、その企業独自に計画を立てて、その道を行くというのではなく、こういう問題こそ、原子力産業会議というものが、民間の全体の原子力研究開発の意欲を取りまとめしていくというような役割を果たすのが、私はほんとうではないかと思う。またそういう姿になれば、日本原子力研究所とこれらとの有機的な緊密な一体性もできてくるのではないかと、私はそう思うのです。という点、正力委員長いかがですか。

○正力国務大臣 お話の通りです。今度産業会議ができたのも、今のよう

ことが目的の一つになっておりますし、また政府でもそれを希望しております。そういうふうになると思っております。

○岡委員 実は外務省の人に少しお出を願いたいと思ったのですが、これは唐突な質問のことでもありましたから、おいでになりませんので、一応私の質問を打ち切ります。

○有田委員長 他に御発言はありませんか。——他に御発言がなければ、両案に対する質疑は、一応これにて終了いたします。

次会は討論採決をなすこととし、その日時は公報をもってお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局